

市区町村別集計項目(推進体制等)

岩手県	
市区町村数	33

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
								有			無	有		無		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	現在の状況				
						16	22	6				28						
3	201	盛岡市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	盛岡市男女共同参画推進条例	2019年6月28日	2019年6月28日	0	第3次盛岡市男女共同参画推進計画	2020年7月31日 ~ 2030年3月31日	1	1			
3	202	宮古市	環境生活課	1	1	1	1				0					1		
3	203	大船渡市	男女共同参画室	1	1	1	1	大船渡市男女共同参画推進条例	2002年2月27日	2002年4月1日		第4次大船渡市男女共同参画行動計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1			
3	205	花巻市	地域づくり課	1	2	0	1	花巻市男女共同参画推進条例	2006年1月1日	2006年1月1日		第2次花巻市男女共同参画基本計画「男女(みんな)が互いに認め合い、ともにきらめくまち」の実現に向けて	2016年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1			
3	206	北上市	地域づくり課	1	1	1	1	北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例	2019年3月22日	2019年4月1日		きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1			
3	207	久慈市	地域づくり振興課	1	2	1	1				0	第2次久慈市男女共同参画計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1			
3	208	遠野市	生涯学習スポーツ課	1	2	0	0				0	第4次と・お・の いきいき参画プラン-第4次遠野市男女共同参画基本計画-	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1			
3	209	一関市	いきがいづくり課	1	2	1	1				3	第4次いちのせき男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1			
3	210	陸前高田市	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	陸前高田市まちづくり総合計画	2019年4月 ~ 2029年3月	0	0			
3	211	釜石市	男女共同参画室	1	1	1	1				0	かまいし男女共同参画推進プラン2019	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1			
3	213	二戸市	政策推進課	1	2	0	1				0	第2次二戸市男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1			
3	214	八幡平市	文化スポーツ課	1	2	0	0				0	第2次八幡平市男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1			
3	215	奥州市	地域づくり推進課	1	2	1	1	奥州市男女共同参画推進条例	2007年3月14日	2007年3月14日		第2次奥州市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2026年3月	1	1			
3	216	滝沢市	地域づくり推進課	1	2	0	1				0	たきざわ輝きプラン2~滝沢市男女共同参画計画~	2015年4月 ~ 2023年3月	0	1			
3	301	雫石町	政策推進課	1	2	0	1				0	雫石町男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1			
3	302	葛巻町	総務課	1	2	0	0				0	葛巻町総合計画中期基本計画	2020年4月 ~ 2024年3月	0	0			
3	303	岩手町	企画商工課	1	2	0	1				0					1		
3	321	紫波町	企画課 総合政策係	1	2	1	1				0	第二次紫波町男女共同参画推進計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1			
3	322	矢巾町	文化スポーツ課	1	2	1	1				0	田園都市やはば第2次男女共同参画プラン~中間改訂版~	2021年3月 ~ 2026年3月	1	1			
3	366	西和賀町	生涯学習課	2	2	1	1				0	西和賀町男女共同参画プラン	2013年1月 ~ 2022年3月	0	1			
3	381	金ヶ崎町	中央生涯教育センター	1	2	0	1	金ヶ崎町男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		第3次金ヶ崎町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	0			
3	402	平泉町	まちづくり推進課	1	2	1	1				0	平泉町男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	0			
3	441	住田町	生涯学習係	2	2	1	1				0	第2次住田町男女共同参画計画	2020年9月 ~ 2026年3月	1	1			
3	461	大槌町	総務課	1	2	0	0				0					1		
3	482	山田町	政策企画課	1	2	0	0				0	第2次やまだ男女共同参画推進プラン	2017年4月 ~ 2026年3月	1	1			
3	483	岩泉町	社会教育室	2	2	1	0				0	第3次岩泉町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1			
3	484	田野畑村	政策推進課	1	2	0	1				0					0		
3	485	普代村	教育委員会事務局	2	2	0	0				0					0		
3	501	軽米町	総務課	1	2	0	0				0	軽米町男女共同参画基本計画	2012年4月 ~ 2022年3月	0	1			
3	503	野田村	住民生活課	1	2	1	1				0	第2次野田村男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2028年3月	0	1			
3	506	九戸村	教育委員会生涯学習係	2	2	1	1				2	九戸村男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1			
3	507	洋野町	町民生活課	1	2	0	0				0	第3次洋野町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1			
3	524	一戸町	まちづくり課	1	2	0	0				0	第2次一戸町男女共同参画基本計画	2016年3月1日 ~ 2025年2月28日	0	1			

<選択肢回答>

所属 1 首長部局 2 教育委員会	庁内連絡会議 1 有 0 無	男女共同参画に関する条例 現在の状況 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中 2 2021年度以降の制定を目的に検討中 3 その他 0 検討していない	男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係 1 一体 0 一体でない 計画の策定方法 1 単独計画として策定 0 総合計画の一部として策定	現在の状況 1 策定に向け検討中 0 策定予定がない、検討していない
事務所 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 2 1ではない	諮問機関 1 有 0 無			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体								
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営				
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
			1							0	1	0	1	0	0	1	0	
3	201	盛岡市	もりおか女性センター		020-0871	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号 プラザおでって1・5階	019-604-3303	019-601-4031	http://mjc.sankaku-npo.jp		○		○				○	
3	202	宮古市																
3	203	大船渡市																
3	205	花巻市																
3	206	北上市																
3	207	久慈市																
3	208	遠野市																
3	209	一関市																
3	210	陸前高田市																
3	211	釜石市																
3	213	二戸市																
3	214	八幡平市																
3	215	奥州市																
3	216	滝沢市																
3	301	雫石町																
3	302	葛巻町																
3	303	岩手町																
3	321	紫波町																
3	322	矢巾町																
3	366	西和賀町																
3	381	金ヶ崎町																
3	402	平泉町																
3	441	住田町																
3	461	大槌町																
3	482	山田町																
3	483	岩泉町																
3	484	田野畑村																
3	485	普代村																
3	501	軽米町																
3	503	野田村																
3	506	九戸村																
3	507	洋野町																
3	524	一戸町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
1						1	1	1	1	0	1	1	0	0			
3	201	盛岡市	もりおか女性センター	2000年6月1日	14	1	22,029	○	○	○	○		○	○		シングルマザー対象講座, 男性講座, 女性の心とからだ講座, LGBT関連講座	
3	202	宮古市															
3	203	大船渡市															
3	205	花巻市															
3	206	北上市															
3	207	久慈市															
3	208	遠野市															
3	209	一関市															
3	210	陸前高田市															
3	211	釜石市															
3	213	二戸市															
3	214	八幡平市															
3	215	奥州市															
3	216	滝沢市															
3	301	雫石町															
3	302	葛巻町															
3	303	岩手町															
3	321	紫波町															
3	322	矢巾町															
3	366	西和賀町															
3	381	金ヶ崎町															
3	402	平泉町															
3	441	住田町															
3	461	大槌町															
3	482	山田町															
3	483	岩泉町															
3	484	田野畑村															
3	485	普代村															
3	501	軽米町															
3	503	野田村															
3	506	九戸村															
3	507	洋野町															
3	524	一戸町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市 区 長 数	女性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副 市 区 長 数	女性 比 率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町 村 長 数	女性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副 町 村 長 数	女性 比 率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自 治 会 長 数	女性 比 率 (%)
			1			14	0	0.0	19	0	0.0	19	0	0.0	19	0	0.0	2,736	99	3.6
3	201	盛岡市				1	0	0.0	2	0	0.0							382	26	6.8
3	202	宮古市				1	0	0.0	2	0	0.0							226	10	4.4
3	203	大船渡市	1995年11月25日	男女共同参画社会実現に向けての大船渡宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							129	5	3.9
3	205	花巻市				1	0	0.0	2	0	0.0									
3	206	北上市				1	0	0.0	1	0	0.0							16	0	0.0
3	207	久慈市				1	0	0.0	1	0	0.0							144	5	3.5
3	208	遠野市				1	0	0.0	1	0	0.0							90	1	1.1
3	209	一関市				1	0	0.0	2	0	0.0							485	12	2.5
3	210	陸前高田市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	2	1.7
3	211	釜石市				1	0	0.0	1	0	0.0									
3	213	二戸市				1	0	0.0	1	0	0.0									
3	214	八幡平市				1	0	0.0	1	0	0.0							146	6	4.1
3	215	奥州市				1	0	0.0	2	0	0.0							30	0	0.0
3	216	滝沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	1	3.1
3	301	雫石町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
3	302	葛巻町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9
3	303	岩手町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	0	0.0
3	321	紫波町										1	0	0.0	1	0	0.0	131	5	3.8
3	322	矢巾町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	0	0.0
3	366	西和賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	1	3.4
3	381	金ヶ崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	1	2.1
3	402	平泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
3	441	住田町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
3	461	大槌町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3
3	482	山田町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
3	483	岩泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	95	3	3.2
3	484	田野畑村										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
3	485	普代村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
3	501	軽米町										1	0	0.0	0	0		89	7	7.9
3	503	野田村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	5	16.7
3	506	九戸村										1	0	0.0	1	0	0.0	31	3	9.7
3	507	洋野町										1	0	0.0	2	0	0.0	73	3	4.1
3	524	一戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

岩手県

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
									20	20	549	179	32.6	2	0	6	0	0.0							
	盛岡市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	宮古市								2	2	50	21	42.0	0	0	0	0								
	大船渡市								1	1	82	39	47.6	0	0	0	0								
	花巻市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	北上市								2	2	47	11	23.4	0	0	0	0								
	久慈市								1	1	59	23	39.0	2	0	6	0	0.0							
	遠野市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	一関市								2	2	85	27	31.8	0	0	0	0								
	陸前高田市								1	1	12	2	16.7	0	0	0	0								
	釜石市								2	2	45	8	17.8	0	0	0	0								
	二戸市								2	2	45	5	11.1	0	0	0	0								
	八幡平市								2	2	33	13	39.4	0	0	0	0								
	奥州市								2	2	65	21	32.3	0	0	0	0								
	滝沢市								2	2	21	7	33.3	0	0	0	0								
	雫石町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	葛巻町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	岩手町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	紫波町								1	1	5	2	40.0	0	0	0	0								
	矢巾町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	西和賀町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	金ヶ崎町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	平泉町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	住田町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	大槌町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	山田町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	岩泉町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	田野畑村								0	0	0	0		0	0	0	0								
	普代村								0	0	0	0		0	0	0	0								
	軽米町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	野田村								0	0	0	0		0	0	0	0								
	九戸村								0	0	0	0		0	0	0	0								
	洋野町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	一戸町								0	0	0	0		0	0	0	0								

調査時点		議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」(本文)を記入してください。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」(本文)を記入してください。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例												
		11		1の合計	30	1	0	21		1						22	22	22	22	22	20
		6		2の合計	1	29	21	9		29						4	3	4	4	6	3
		2		3の合計	2		9	0		0						3	3	3	3	1	3
		14		4の合計	0											4	5	4	4	4	6
	3 201	盛岡市	1	盛岡市議会	1	2	2	1		2						1	1	1	1	1	1
	3 202	宮古市	2	宮古市議会	1	2	2	1		2						1	1	1	1	1	1
	3 203	大船渡市	1	大船渡市議会	1	2	2	1		2						1	1	1	1	1	1
	3 205	花巻市	1	花巻市議会	1	2	2	1		2						1	1	1	1	1	1
	3 208	北上市	1	岩手県北上市議会	1	2	2	1		2						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 1. を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い											
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
				議 会 名																		
		3 207	久慈市	3	久慈市議会	1	2	2	1			1										
		3 208	遠野市	1	遠野市議会	1	2	3	2			2										

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の獨立支援体制に関する調査												
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」がいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はありますか。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の規定はありますか。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の規定はありますか。	問6で1.を選択した場合、休業期間の規定はありますか。	問7で1.を選択した場合、休業期間の規定はありますか。	議員の仕事と生活の獨立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い			
議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
3209	一関市	4	一関市議会	1	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1
3210	陸前高田市	2	陸前高田市議会	1	2	3	2	2	2	2	4	2	2	2	4
3211	釜石市	2	釜石市議会	1	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1
3213	二戸市	4	二戸市議会	1	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1
3214	八幡平市	4	八幡平市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3215	奥州市	1	奥州市議会	1	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1

都 道 府 市 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査													
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、問4で1.を選択した場合、該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の縮減について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、適用上認めている 3. 明記した規定がなく、適用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
3	215	奥州市	<p>1. 明記した規定があり、認めている。</p> <p>2. 明記した規定はないが、適用上認めている。</p> <p>3. 明記した規定がなく、適用上も認めていない。</p> <p>4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。</p>	議会名	<p>1. 明記した規定がある。</p> <p>2. 明記した規定はないが、適用上認めている。</p> <p>3. その他(欠席の例がない、不明等)</p>	<p>1. 2014年度以前</p> <p>2. 2015年度以降</p>	<p>1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。</p> <p>2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。</p> <p>3. 期間の定めはない。</p>	<p>1. 明記した規定がある。</p> <p>2. 明記した規定はない。</p>	<p>1. あり</p> <p>2. なし</p> <p>3. その他</p>	<p>その他具体例</p>	<p>配偶者の出産</p>	<p>育児</p>	<p>家族の看護</p>	<p>家族の介護</p>	<p>疾病</p>	<p>その他</p>
<p>(旧姓使用の中止)</p> <p>第6条 旧姓を使用している議員が旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止書(様式第3号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。</p> <p>(責務)</p> <p>第7条 旧姓を使用している議員は、旧姓を使用するに当たって常に市民及び職員に誤解及び混乱を生じさせないよう努めなければならない。</p> <p>2 旧姓を使用している議員は、第2条に規定する文書等については、統一して当該旧姓を使用しなければならない。</p> <p>3 所属長は、所属議員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。</p> <p>(他の部局等への連絡)</p> <p>第8条 市長は、第4条から第6条までの規定により議員の旧姓の使用を承認し、承認を取り消し、又は中止したときは、議員の旧姓使用状況通知書(様式第4号)を他の部局の任命権者(以下「他の任命権者」という。)に通知するものとする。</p> <p>(議員が異動した場合の取扱い)</p> <p>第9条 旧姓を使用する議員が異動した場合は、異動前の所属長は、異動後の所属長に対して、旧姓使用議員に関する通知書(様式第5号)を送付するものとする。</p> <p>(他の部局等から転入した議員等の取扱い)</p> <p>第10条 他の任命権者のもとにおいて、旧姓を使用していた議員が市長の部局に転入した場合は、市長が他の任命権者から当該旧姓使用に係る届出書の写し等の当該議員の旧姓使用が確認できる書類の送付を受けることにより、旧姓使用の届出が行われたものとみなす。</p> <p>2 市長は、前項の規定による書類の送付を受けた場合は、当該書類の写しを当該議員の所属長に送付するものとする。</p> <p>3 旧姓を使用する議員が他の任命権者のもとに転出し、当該議員が当該他の任命権者の旧姓の使用に係る届出の制度を利用する場合で、当該他の任命権者から当該議員の市長の部局における旧姓使用承認通知書の写し等の提出を求められたときは、市長は、当該議員の当該旧姓使用承認通知書の写し等を当該他の任命権者に対し送付するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成18年2月20日から施行する。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>旧姓の使用を認める文書等</p> <p>職場の呼称</p> <p>起家文書</p> <p>任命文書</p> <p>往復文書(戸籍上の氏を併記すること。)</p> <p>事務分掌表</p> <p>出勤簿又はタイムカード</p> <p>年次休暇請求処理票</p> <p>病気・特別休暇事前(事後)承認書(病気休暇の申請に係るものは除く。)</p> <p>職務等全義務免除申請書</p> <p>私事旅行(転地療養)届</p> <p>職員証</p> <p>職員証返却</p> <p>名札</p> <p>座席プレート</p> <p>研究論文</p> <p>執筆原稿</p> <p>名刺</p>																

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 簡 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他								
3	216	滝沢市	1	滝沢市議員服務規程 第13条の2 議員は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することを希望する場合は、別に定めるようにより速やかに申し出なければならない。	滝沢市議会	1	2	3	2						4	4	4	4	4	4	
3	301	磐石町	4		磐石町議会	1	2	2	1	磐石町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1
3	302	葛巻町	2		葛巻町議会	1	1	3	2						3	3	3	3	3	3	
3	303	岩手町	3		岩手町議会	1	2	2	1	岩手町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
3	321	紫波町	2		紫波町議会	1	2	2	1	紫波町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1
3	322	矢巾町	4		矢巾町議会	1	2	2	1	矢巾町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	2
3	366	西和賀町	1	西和賀町職員旧姓使用取扱規定 第2条 議員は、町長の承認を受けて法令等に抵触するおそれなく、専ら議員の間で使用している文章、経歴な文章等(職務進行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないもの)において、旧姓を使用することができる。なお、戸籍上の氏を認めた場合を除き、旧姓の使用を中止した議員は、再び同じ旧姓を使用できないものとする。	西和賀町議会	1	2	2	1	西和賀町議会会議規則 第2条 2. 議員が出産のため出席できないときは、日数定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1
3	381	金ヶ崎町	4		金ヶ崎町議会	1	2	3	2						2	2	2	2	2	2	
3	402	平泉町	4		平泉町議会	2									3	3	3	3	2	3	

都 道 府 市 町 村 区	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の孤立支援体制に関する調査													
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間はあるか。	問4で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間以上であるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の範囲について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8で1.を選択した場合、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、適用上認めている 3. 明記した規定がなく、適用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い					
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. 明記した規定がなく、適用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以降 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
3441	住田町	1	住田町議員旧姓使用取扱規程(平成30年12月20日訓令第3号) ○住田町議員旧姓使用取扱規程 平成30年12月20日訓令第3号 住田町議員旧姓使用取扱規程(趣旨) 第1条 この訓令は、住田町議員が婚姻、妻子帰姓その他の事由(以下婚姻等という。)により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、地方公務員法(昭和26年法律第94号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同法第3条第3項の規定による非常勤職員及び同法第22条第5項の規定による臨時任用職員(以下これら「職員」という。)に適用する。 (義務) 第3条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適正な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたり、町民及び職場内において高聲や混乱を生じさせないように努めなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第4条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務運行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2. 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (旧姓使用の申請) 第5条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に戸籍上の氏を改めたことを経する書類を添えて、所属長を通じて、町長に申請しなければならない。 2. 旧姓使用申請書は、婚姻等による戸籍上の氏を改めた日(新たに職員となった者が旧姓を使用しようとする場合にあつては、職員となった日から起算して1月以内に提出しなければならない)。 (承認の通知) 第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があつた場合は、旧姓使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、所属長を通じて、当該申請をした職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を通じて、町長に届け出なければならない。 2. 前項の規定による届出をした職員は、新たに婚姻等により戸籍上の氏を改めた場合を除き、再び旧姓を使用することはできない。 3. 町長は、職務運行上又は事務処理上支障があると認めるときは、旧姓の使用を中止する職員に対し、旧姓の使用の中止を命ずることができる。 (旧姓使用者の職制等) 第8条 旧姓を使用する職員は、人事異動にあたり、職務運行上又は事務処理上支障がないように職制等の所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 (派遣先の旧姓使用) 第9条 旧姓を使用する職員が町又は他の地方公共団体等に派遣された場合は当該職員の派遣先における旧姓の使用は、当該派遣先の団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この訓令に定めるもののほか、議員の旧姓の使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、第5条第2項の規定にかかわらず、この訓令の施行の日から平成31年1月1日までの間に同条第1項の規定による申請を行うことにより、旧姓を使用することができる。	住田町議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1
3461	大潟町	1	大潟町議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、妻子帰姓その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用するということについて定めるものとする。	大潟町議会	1	2	3	2	2			4	4	4	4	
3482	山田町	4		山田町議会	3							4	4	4	4	

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
			議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」について制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間はあるか。	問4で1.を選択した場合、産前産後期間の範囲について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、休暇期間の範囲について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
			議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			岩泉町議員旧姓使用取扱要綱														
3	483	岩泉町	1	岩泉町議会						2		3	3	3	3	2	3
			「趣旨」 第1条 この条例は、岩泉町に勤務する一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保持するとともに、職員が互いの個性を尊重し、能力を発揮し、やむを得ない事情での職務を遂行するため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、任命書等の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1)職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じおそれない文書等 (2)専ら組織内部及び職員間で使用される文書等 (3)職員の権利義務に関する文書等 (4)前3号に掲げるもののほか、所長が適当と認める軽微な文書 第3条 職員の身分関係に関する文書等、法令等に基づく事務処理等にも与える影響が大きいもの(以下「重要事項」という。)については、旧姓を使用できないものとする。 (1)職員の身分関係に関する文書等、法令等に基づく事務処理等にも与える影響が大きいもの (2)公権力の行使に関わる文書 (3)公権力に関するものほか、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書														
3	484	田野畑村	4	田野畑村議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1
			第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。														
3	485	菅代村	2	菅代村議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1
			第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。														
3	501	軽米町	4	軽米町議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1
			第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。														
3	503	野田村	4	野田村議会	1	2	3	2	2		2	2	2	2	2	2	4
3	506	九戸村	4	九戸村議会	3							4	4	4	4	4	4
			第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。														
3	507	洋野町	4	洋野町議会	1	2	2	1	2		2	1	1	1	1	1	1
			第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。														
3	524	一戸町	4	一戸町議会	1	2	2		2		2	1	1	1	1	1	1
			第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。														

都 市 市	道 区 区	府 町 町	県 村 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
				問9	問10	問11	問12				問13	問14	問15	問16	問17		
コ	コ	コ	コ	1. 人員及び場所の設置または提供がされているか。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳に必要なら場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	問12で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。 に1 間 定 するを 2 議 員 向 け 研 究 修 止 に3 間 定 するを 3 議 員 向 け 研 究 修 止 4. その他	問12で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問15で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
3	368	西和賀町	4	4	3						3	4		2			
3	381	金ヶ崎町	4	4	3						3	4		2			
3	402	平泉町	4	4	2						2	4		2			
3	441	住田町	4	4	2						2	4	女性議会の開催・議員の男女共同参画事業等への参加・女性議員のなり手対策	2			
3	461	大槌町	4	4	3						3	4		2			
3	482	山田町	4	4	3						3	4		2			
3	483	岩泉町	4	4	2						2	4		2			
3	484	田野畑村	4	4	2						2	4		2			
3	485	曹代村	4	4	2						2	4		2			
3	501	軽米町	4	4	3						3	4		2			
3	503	野田村	4	4	3						3	4	野田村地域防災計画 ①災害発生前 区分・防災・災害対策用資機材の点検整備 ア 防災・災害対策用資機材の点検整備 イ 医薬品及び医療用資機材の点検整備 ウ 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備 担当部:住民福祉部、地域整備部及び関係部 区分・避難準備対策 ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難動向、避難指示(緊急)及び避難誘導の準備 イ 避難所開設の準備 担当部:ア総務部 イ住民福祉部 ②災害発生後 部:住民福祉部 班:住民生活班 ア 避難所の設置・運営に関すること。 イ ボランティアの受入に関すること。 ウ 被災者支援台帳に関すること。 エ 遺体安置所に関すること。 オ 遺体の処理及び埋葬に関すること。 カ 義塚に関すること。 キ 防犯に関すること。 ク 廃棄物の処理及び清掃並びに環境衛生に関すること。	1			
3	506	九戸村	4	4	3						3	4		3			
3	507	津野町	4	4	2						2	4		2			
3	524	一戸町	4	4	2						2	4		2			